



平成 25 年 10 月 8 日

各 位

会社名 天龍木材株式会社  
代表者名 代表取締役社長 大木 洋  
(コード番号 7904 名証第二部)  
問合せ先 取締役管理本部副本部長 磯部正敏  
TEL 053-421-1188

## ティー・ジー・シー株式会社による当社普通株式に対する公開買付けの結果 並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

ティー・ジー・シー株式会社（以下「ティー・ジー・シー」といいます。）が平成 25 年 8 月 23 日から実施しておりました、当社の発行済普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、平成 25 年 10 月 7 日をもって終了し、同社より本公開買付けの結果ついて報告を受けましたので、お知らせいたします。

また、その結果、平成 25 年 10 月 15 日付で、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に異動が生じることとなりましたので、併せてお知らせいたします。

### I. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、ティー・ジー・シーより、添付資料「天龍木材株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。

### II. 親会社及び主要株主である筆頭株主の異動について

#### 1. 異動予定年月日

平成 25 年 10 月 15 日（本公開買付けの決済の開始日）

#### 2. 異動が生じる経緯

本公開買付けは平成 25 年 8 月 23 日から同年 10 月 7 日まで実施され、本日、当社はティー・ジー・シーより、本公開買付けにおいて当社の普通株式 7,589,623 株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、平成 25 年 10 月 15 日（本公開買付けの決済の開始日）付で、ティー・ジー・シーの当社の総株主等の議決権に対する所有割合が 50%超となるため、ティー・ジー・シーは、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

### 3. 異動する株主の概要

① 商 号	ティー・ジー・シー株式会社	
② 本 店 所 在 地	静岡県三島市本町3番29号705号室	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 伊藤 徹	
④ 事 業 内 容	当社の株券等を取得及び所有することを主たる業務としております。	
⑤ 資 本 金 の 額	500,000 円	
⑥ 設 立 年 月 日	平成 25 年 7 月 17 日	
⑦ 純 資 産	1,000,000 円 (設立日である平成 25 年 7 月 17 日現在)	
⑧ 総 資 産	1,000,000 円 (設立日である平成 25 年 7 月 17 日現在)	
⑨ 大 株 主 及 び 持 株 比 率	伊藤 徹	70.00%
	山崎 直哉	15.00%
	鈴木 邦利	15.00%
⑩ 上 場 会 社 と 当 該 株 主 の 関 係	資 本 関 係	該当事項はありません。なお、ティー・ジー・シーの株主である伊藤徹、山崎直哉及び鈴木邦利は、当社普通株式をそれぞれ 9,000 株、35,155 株、24,897 株(議決権所有割合(以下に定義されます。))0.10%、0.40%、0.27%。なお、山崎直哉及び鈴木邦利については、当社の役員持株会における各自の持分に相当する株式を含みます。)を保有しております(但し、伊藤徹、山崎直哉及び鈴木邦利は、各自が保有する株式を全て本公開買付けに応募しています。)
	人 的 関 係	ティー・ジー・シーの代表取締役であり、ティー・ジー・シーの議決権を 70.0%有する伊藤徹は、当社の代表取締役副社長を兼務しております。 また、ティー・ジー・シーの取締役であり、ティー・ジー・シーの議決権をそれぞれ 15.0%有する山崎直哉及び鈴木邦利は、当社の取締役を兼務しております。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当社の代表取締役副社長である伊藤徹は、ティー・ジー・シーの議決権の 70.0%を有しておりますので、ティー・ジー・シーは当社の関連当事者に該当します。

### 4. 異動の前後における当該株主の所有に係る議決権の数及び議決権所有割合等

	属性	議決権の数 (議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社 主要株主である 筆頭株主	7,589 個 (85.65%)	—	7,589 個 (85.65%)	第 1 位

(注1) 異動後の「議決権所有割合」は、当社の発行済の普通株式総数 (9,111,190 株) から本日現在当

社の所有する普通株式に係る自己株式の数(251,022株)を控除した株式数(8,860,168)に係る議決権の数(8,860個)を分母として計算しております。なお、当社は第1種優先株式を4,000,000株発行していますが、第1種優先株式には、法令に定める場合を除き、株主総会での議決権がありませんので、議決権を有しない株式として分母に含めておりません。ティー・ジー・シーは、スルガ銀行株式会社との間で、第1種優先株式4,000,000株を、平成25年10月15日付で譲り受ける旨合意しております。

(注2) 「議決権所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

#### 5. 今後の見通し

既に平成25年8月22日付のプレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、ティー・ジー・シーは、MBOの一環として本公開買付けを実施しておりましたが、上記のとおり、当社の発行済普通株式の全て(ただし、当社が所有する普通株式に係る自己株式を除きます。)を取得できなかったことから、今後、平成25年8月22日付のプレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の「3.当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の一連の手続きを実施するよう当社に対し要請することを予定しているとのことです。なお、当該手続の実施により、当社の普通株式は、株式会社名古屋証券取引所における上場廃止基準に抵触する結果、上場廃止となります。上場廃止後は、当社の普通株式を株式会社名古屋証券取引所において取引することはできなくなります。

具体的な手続については、決定次第、金融商品取引所等を通じて速やかに公表いたします。

#### 6. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

今回の異動により、ティー・ジー・シーは当社の非上場会社の親会社として開示対象となります。

以 上

添付資料

平成25年10月8日付「天龍木材株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

平成 25 年 10 月 8 日

各 位

会 社 名 ティー・ジー・シー株式会社  
代表者名 代表取締役 伊藤 徹

### 天龍木材株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

ティー・ジー・シー株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 25 年 8 月 22 日、天龍木材株式会社（コード番号：7904、株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）市場第二部、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成 25 年 8 月 23 日より本公開買付けを実施していましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 25 年 10 月 7 日を以って終了いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 買付け等の概要

##### (1) 公開買付者の名称及び所在地

ティー・ジー・シー株式会社  
静岡県三島市本町 3 番 29 号 705 号室

##### (2) 対象者の名称

天龍木材株式会社

##### (3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(注) 対象者は上記普通株式以外に、平成25年8月22日現在、第1種優先株式（以下「本優先株式」といいます。）を4,000,000株発行していますが、発行済の本優先株式の全てをスルガ銀行株式会社（以下「スルガ銀行」といいます。）が所有しております。本優先株式については、本公開買付けにおいて、株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘が行われないことに同意する旨の書面を、公開買付者はスルガ銀行から受領しております。よって、本優先株式は、法第27条の2第5項及び金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含み、以下「令」といいます。）第8条第5項第3号に定める全部勧誘義務の対象外とすることのできる株券等を規定した発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。）第5条第3項第2号に該当することにより、本公開買付けにおいて買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘を行っておりません。

##### (4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
8,914,681 株	6,270,262 株	—株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（6,270,262株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する普通株式に係る自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付け者が買付け等を行う対象者普通株式の最大数である8,914,681株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成25年8月9日に提出した第142期第1四半期報告書（以下「第1四半期報告書」といいます。）に記載された平成25年6月30日現在の対象者の発行済の普通株式総数（9,111,190株）から、対象者が平成25年8月5日に公表した対象者の平成26年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）（以下「第1四半期決算短信」といいます。）に記載された平成25年6月30日現在の対象者の所有する普通株式に係る自己株式数（196,509株）を控除した株式数となります。
- (注5) 買付予定数の下限は、(i) 第1四半期報告書に記載された平成25年6月30日現在の対象者の発行済の普通株式総数（9,111,190株）から、(a) 第1四半期決算短信に記載された平成25年6月30日現在の対象者の所有する普通株式に係る自己株式数（196,509株）、(b) その所有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募することを内容とする公開買付応募契約を締結しているテレフォーラム株式会社及びスルガ銀行（以下「応募予定株主」といいます。）の所有する対象者普通株式の合計数912,370株及び(c) 公開買付け者の代表取締役であり、かつ対象者の代表取締役副社長である伊藤徹、公開買付け者の取締役であり、かつ対象者の常務取締役である山崎直哉及び公開買付け者の取締役であり、かつ対象者の取締役である鈴木邦利（以下「公開買付け者取締役」といいます。）の所有する対象者普通株式の合計数69,052株を控除した株式数（7,933,259株）の3分の2を超える株式数（5,288,840株）に、(ii) 応募予定株主の所有する対象者普通株式の合計数912,370株及び(iii) 公開買付け者取締役の所有する対象者普通株式の合計数69,052株を加算した株式数（6,270,262株、所有割合（第1四半期報告書に記載された平成25年6月30日現在の対象者の発行済の普通株式総数（9,111,190株）から、第1四半期決算短信に記載された平成25年6月30日現在の対象者の所有する普通株式に係る自己株式数（196,509株）を除いた数（8,914,681株）に対する割合をいいます。）70.34%）です。

## (5) 買付け等の期間

### ① 届出当初の買付け等の期間

平成25年8月23日（金曜日）から平成25年10月7日（月曜日）まで（30営業日）

### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

## (6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、75円

## 2. 買付け等の結果

### (1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（6,270,262株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（7,589,623株）が買付予定数の下限（6,270,262株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成25年10月8日に名古屋証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	7,589,623 株	7,589,623 株
新株予約権証券	一株	一株
新株予約権付社債券	一株	一株
株券等信託受益証券 ( )	一株	一株
株券等預託証券 ( )	一株	一株
合 計	7,589,623 株	7,589,623 株
(潜在株券等の数の合計)	—	(一株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	67 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.75%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	7,589 個	(買付け等後における株券等所有割合 85.14%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 一%)
対象者の総株主等の議決権の数	8,466 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、第1四半期報告書に記載された平成25年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式も買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、第1四半期報告書に記載された平成25年6月30日現在の発行済の普通株式総数(9,111,190株)から、第1四半期決算短信に記載された平成25年6月30日現在の対象者が所有する普通株式に係る自己株式数(196,509株)を控除した株式数(8,914,681株)に係る議決権数(8,914個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

- ② 決済の開始日  
平成25年10月15日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、平成 25 年 8 月 22 日付で公開買付者が公表した「天龍木材株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更はございません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

ティー・ジー・シー株式会社  
株式会社名古屋証券取引所

静岡県三島市本町 3 番 29 号 705 号室  
愛知県名古屋市中区栄三丁目 8 番 20 号

以 上